

57 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進

(1) 平和を尊ぶ心を育む

●平和推進事業

平和を尊ぶ心を育み、人々へ伝えていくため、昭和58年に「非核都市練馬区宣言」を行い、区立施設に「非核都市練馬区宣言パネル」を設置している（宣言文は裏表紙参照）。また、7年に、光が丘公園内に「平和祈念碑」を建立し、平和への願いを発信している。

1 平和祈念コンサート

音楽や戦時体験の講演等を通して世界の恒久平和を祈念しようという趣旨で、4年度から練馬文化センターで実施している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、無観客で収録した映像を YouTube の区公式チャンネルで3月30日から4月13日まで公開した。

出演者は、河野智美氏（ギター）、平尾有衣氏（ピアノ）、村岡苑子氏（チェロ）、林順子氏（フラメンコ）。

また、区内在住の小室永子氏に、空襲や戦争中の食糧難についてお話をいただいた。

2 平和祈念パネル展

令和2年7月31日から8月18日に区役所アトリウム、石神井公園ふるさと文化館で東京大空襲、原爆による被害の状況、戦時下の練馬等を写したパネルやポスターを展示した。

(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める

●人権尊重の理解を深めるための啓発

28年に「障害者差別解消法」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が、31年には都が「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を施行し、多様な個性を持った人々が、違いを認め合い、自由に参画し、支え合う社会を作るための法令整備が行われている。

しかし、いじめや虐待、配偶者による暴力など、相手の人権を考えない行為が後を絶たず、また、公共施設への差別的な落書き、街頭宣伝でのヘイトスピーチなど外国人や同和問題に対する差別行為が区内で発生している。

30年に区が実施した「人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査」では「人権侵害や差別を受け

た経験がある」と答えた区民の割合は、33.2%であった。区はそれらを踏まえ、差別を許さないという認識のもと、周知・理解促進に取り組んでいる。

1 人権啓発事業

(1) 講演と映画の集い

毎年12月の人権週間に合わせて、講演と映画の上映を行っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止した。

(2) 人権セミナー

人権問題に関する当事者・関係者・学識経験者等を講師に迎え、主に成人を対象として、より深い人権啓発を行うことを目的に例年4回開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため1回のみ（参加者20人）開催した。

(3) 啓発映画DVDや資料パネル等の貸出し

団体の研修会や個人等に対し、同和問題等の啓発映画DVD等を貸し出している。

(4) 区報による啓発

毎年、人権についての啓発記事を掲載している。

(5) 啓発用小冊子発行

令和元年度に実施した「講演と映画の集い」の講演録「車椅子からの出発（たびだち）～パラリンピックが私にくれたもの～」（アテネパラリンピック射撃日本代表 鈴木ひとみ氏）を発行した。

2 犯罪被害者等支援施策の総合的推進

二次的被害防止の取組を中心に、犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図っている。

21年3月に「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定した。22年2月には、「犯罪被害者等支援の手引」を作成し、職員が犯罪被害者等の立場を理解し適切な対応を行うこと、警察や民間団体と連携を図り支援を効果的に推進することを職員へ周知した。30年3月に、社会の変化に伴って手引を改訂し、第2版を発行した。

令和2年度の犯罪被害者週間行事は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止した。

3 職員研修の充実

職員がさまざまな人権問題を正しく認識し、職務を行ううえで適切な対応が行えるよう、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および「練馬区職員研修実施計画」に基づき、職員研修を実施している。

4 厚生文化会館の人権尊重に関する事業

住民相互の交流や高齢者・児童の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進するため、昭和48年4月に厚生文化会館を開設した。地域住民の身近な施設として親しまれ、相互交流を深めるために、「けやきまつり」等の事業を行っている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止した。

施設には、集会室、敬老室、児童室および学童クラブのほか、人権図書コーナーがあり、人権に関する資料・図書の収集、貸出しを行っている。

区および地域住民等で構成する、厚生文化会館運営協議会を設けている。

●男女共同参画社会の実現に向けて

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、男女の固定的役割分担意識にとらわれない男女平等の意識づくりを進めるため、学習機会の提供や啓発事業を実施している。

1 ねりまフォーラムの開催

男女共同参画を広く区民に理解してもらい、自分自身の問題として考えてもらうために開催している。

10年度から、公募区民による実行委員会の企画・運営により実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止した。

2 男女共同参画週間

毎年6月23日から29日までの男女共同参画週間に、「男女共同参画社会基本法」の目的や基本理念について広く区民に理解を深めてもらうため、パネル等の展示を行っている。

3 企業・事業所向け男女共同参画セミナーの開催

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のため、企業・事業所の雇用主および人事労務担当者等を対象にセミナーを開催している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止した。

4 啓発冊子の発行

「MOVE(う・ご・く)」、「女性手帳」等の冊子を発行した。



【MOVE(う・ご・く)】

令和2年度に作成したvol.49では「第5次練馬区男女共同参画計画」を特集テーマとした。

●男女共同参画に係る総合的な施策の推進

1 「第5次 練馬区男女共同参画計画」

国は「男女共同参画社会基本法」により、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念および国、地方公共団体と国民それぞれが果たすべき役割を定めている。

区では、練馬区男女共同参画推進懇談会から提出された「『第5次 練馬区男女共同参画計画』策定に向けての提言(31年3月)」を踏まえ、また、区民意見を反映し、「第5次 練馬区男女共同参画計画(計画期間令和2～6年度)」を令和2年3月に策定した。この計画は、「男女共同参画社会基本法」の定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」および「女性活躍推進法」(27年12月制定)に定める「市町村推進計画」に該当するものである。

2 計画の内容

本計画は「すべての人が輝くまち」を基本理念に掲げ、4つの目標として「人権の尊重と男女平等意識の形成」「配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止」「家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進」「女性の健康と安心を支える暮らしの実現」を設定し、新たな課題にも取り組む。

3 男女共同参画推進懇談会

男女共同参画推進懇談会は、公募区民、団体代表や学識経験者などで構成されており、「練馬区男女共同参画計画」や、区内における女性活躍推進に関して検討を行っている。令和2年度は、「第4次練馬区男女共同参画計画評価報告書」をまとめ、区へ提出した。

●配偶者からの暴力防止に係る啓発や被害者支援の推進

1 女性に対する暴力をなくす運動

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為等女性に対する暴力は人としての尊厳を脅かす許されない行為であり、女性の人権を著しく侵害するものである。

女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とし、毎年11月12日から25日(女性

に対する暴力撤廃国際日)までの2週間に女性に対する暴力をなくす運動を実施し、暴力の実態を表したパネルの展示を行っている。

男女共同参画センターにおいても、若年女性向けにデートDVの啓発パネル展や啓発のシンボルカラーによるパープルライトアップを実施している。また、令和2年度はデートDV啓発リーフレットを作成した。



〔啓発リーフレット
「もしもして・・・デートDV?」〕

2 練馬区配偶者暴力相談支援センターの設置

26年5月に練馬区配偶者暴力相談支援センターを設置した。

配偶者暴力相談支援センターが持つ各機能(相談、一時保護、DV証明書の発行、生活支援等)を総務部人権・男女共同参画課と福祉部の各総合福祉事務所が担いつつ、関係各課と連携して被害者支援に取り組んでいる。

●男女共同参画センターの運営

男女共同参画センターは、昭和62年4月、女性が学び、活動し、交流することにより、女性問題の解決に寄与することを目的に、婦人会館として開館し、平成3年には練馬女性センターに改称した。

22年4月からは、男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として「男女共同参画センター」に名称を変更した。

なお、20年4月に、区民公募により施設の愛称を「えーる」と定めた。

施設には、会議室、視聴覚室、和室、研修室、録音室、相談室、図書・資料室、団体等の交流コーナー、授乳コーナーなどがあり、施設の貸出しも行っている。また、センターで実施する講座に子どもを持つ区民が参加しやすいよう、保育室を設置している。

30年4月には女性のための就活応援コーナーを開設し、就職活動に役立つ資料を揃えている。

令和3年1月には、視聴覚室および会議室に無料Wi-Fiを整備した。

〔事業実施状況〕 (単位:人) 令和2年度

事業名(講座数)	参加者(延べ)	保育人数(延べ)
男女共同参画講座(31講座)	685	70
区民企画講座(4講座)	95	2
映画上映会(2講座)	58	0

注:新型コロナウイルス感染拡大防止のため、男女共同参画講座4講座、区民企画講座4講座および映画上映会1講座の開催を中止した。

〔施設利用状況〕 (単位:人) 令和2年度

施設	利用者
会議室	3,505
視聴覚室	6,887
和室(大)	2,749
和室(小)	1,355
第1研修室	4,441
第2研修室	3,495
第3研修室	4,040
小計	26,472
録音室	1,224
保育室	2,177
合計	29,873

注:新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月11日から5月31日まで臨時休館とした。

1 男女共同参画センターえーるフェスティバル

男女共同参画について知識を深める機会にするとともに、日頃、センターで活動するサークルの成果の発表と、区民が自由に参加・交流できる場の提供を目的として、毎年6月に実施している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止した。

2 図書・資料室

男女共同参画の推進に係る図書の貸出しや、行政資料の閲覧ができ、学習に関する読書相談にも応じている。また、子育て中の保護者を対象とした保育付きブックタイム事業の実施や、情報ライブラリーニュース「すてっぷ」を隔月に発行している。

〔所蔵資料〕 令和2年度末現在

種別	数量
図書	13,192冊
行政資料	1,368冊
各種団体資料	767種
雑誌	12誌
新聞	7紙

〔図書・資料室の利用状況〕

令和2年度

開館時間	利用登録者	貸出図書	読書相談
午前9時から午後9時30分まで（読書相談は午後5時まで）	1,083人	5,781冊	28件

3 相談室

カウンセラーによる専門相談など、さまざまな相談に応じている。

〔相談室開設状況〕

令和2年度

相談	相談日 (※2)	件数(件)
総合相談	毎日	3,799
心の相談(カウンセリング)(※1)	月～土	207
配偶者等の暴力(DV)に対する 専門相談(カウンセリング)(※1)	月・水・金	190

※1：予約制

※2：年末年始および施設点検日を除く。